

# 令和5年度 医療機器販売・貸与管理者及び修理責任技術者継続的研修

## 1. 研修概要

本研修は、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』(以下、『医薬品医療機器等法』)という施行規則第 168 条及び第 175 条第 2 項に基づく **医療機器販売業・貸与業**(以下、『販売業等』)の**営業所管理者**に対する継続的研修、並びに同施行規則第 194 条に基づく**医療機器修理業**の**医療機器修理責任技術者**に対する継続的研修として実施する研修です。

高度管理医療機器等の販売業等の**営業所管理者**または**医療機器修理業**の**医療機器修理責任技術者**として届出をしている方に、毎年度受講させなければならない(義務)となっておりますので、受講漏れのないようにご受講ください。

(注意)

・本研修は、営業所管理者や修理責任技術者の資格を取得するための基礎講習ではありません。お間違いのないようをお願い致します。

## 2. 受講対象者

- A. 医療機器**販売業・貸与業**の**営業所管理者**
- B. 医療機器**修理責任技術者**
- C. 上記A. 販売業・貸与業の**営業所管理者**及びB. 修理責任技術者の**兼務**

## 3. カリキュラム

※**eラーニング(インターネットを利用した動画配信)形式で実施。<24 時間視聴可能>**

| 所要時間    | 科目 ※内容に関しては変更になる場合もあります  |
|---------|--------------------------|
| 約140分程度 | 序章 医療機器業界・市場・情報等         |
|         | 第1章 医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令 |
|         | 第2章 医療機器の品質管理            |
|         | 第3章 医療機器の不具合報告及び回収報告     |
|         | 第4章 医療機器の情報提供            |

## 4. 受講料

**5,500 円** (うち、消費税 500円含む) ※ テキスト・資料代は、受講料に含まれます。

## 5. お申込み方法

当財団ホームページの「医療機器に関する研修」→「継続的研修」→「受講の流れおよび申込方法」タブ内の『eラーニングのお申込みはこちら』ボタンを押下し、申込フォームに必要な情報を入力・送信してください。

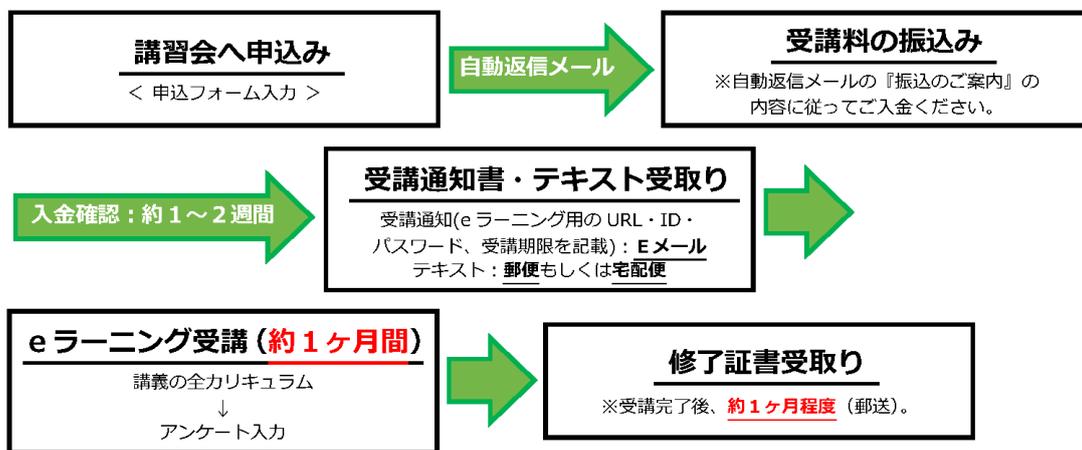
### 【申込書FAX先／お問い合わせ】

(一財)保健福祉振興財団 熊本支部 : 医療機器講習係  
 〒862-0926 熊本県熊本市中央区保田窪1-10-38  
 TEL : 096-213-1600 FAX : 096-213-1601  
 H P : <https://hokenfukushi.or.jp>

申込みページ



## 6. eラーニングの流れ



- ※ ご受講に際し、インターネットに接続できる端末 (パソコン、タブレットまたはスマートフォン) が必要となります。
- ※ インターネットの通信料が掛かりますので、通信制限のない環境 (Wi-Fi など) でご受講ください。
- ※ お申込みの前に、ご受講いただける環境が整っているかを必ずご確認ください。